

**令和8年度障がい者雇用啓発推進事業委託業務に係る  
企画提案競技（プロポーザル方式）募集要項**

**1 契約に付する事項**

(1) 業務名

令和8年度障がい者雇用啓発推進事業委託業務

(2) 目的

本県においては、先進的かつ積極的に障がい者雇用を進めている企業がある一方で、「自社には障がい者が従事できる業務がない」との理由から雇用をためらっている企業も少なくない。本事業は、そのような企業が抱える固定観念を払拭し、経営者層の具体的な行動変容を促すことを目的とする。

そのため、建設業、運輸業、医療・福祉業など一般的に雇用が困難とされる業種における「業務の切り出し」の成功事例に特化して取材や編集を行い、それらの事例を紹介する広報冊子および連動するショート動画を制作し、県内企業へ配布する。

(3) 業務委託の内容

別添「令和8年度障がい者雇用啓発推進事業委託業務に係る仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結の日から令和8年10月30日まで

(5) 限度額

3,217,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

※契約金額については、掲載記事の内容等に応じて県との協議のうえ変更する場合があります。

**2 企画提案競技に係るスケジュール**

(1) 公示	令和8年4月10日（金）
(2) 参加資格審査関係書類提出期限	令和8年5月 8日（金）
(3) 質問受付期限	令和8年5月 8日（金）
(4) 県の質問回答期限	令和8年5月11日（月）
(5) 企画提案書の提出期限	令和8年5月13日（水）
(6) 審査委員会の開催	令和8年5月20日（水）
(7) 審査結果通知（予定）	令和8年5月21日（木）

**3 参加資格**

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当するものとする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
  - ア 事業の実施にあたり主任の担当者を配置し、県との打合せ会等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
  - イ 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
  - ウ 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。

- (3) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - カ 暴力団または暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
  - キ 役員等が暴力団または暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
  - ク 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業についても上記(1)～(3)を満たしていること。
- (5) 事業を適切に運営できる組織体制を備えていること。

#### 4 提出書類等

(1) 提出書類及び提出期限

① 参加資格関係書類（A4サイズ） 令和8年5月8日（金）17時必着

ア 企画提案競技参加申込書（様式1）1部

イ 誓約書（様式2）1部

②企画提案関係書類 令和8年5月13日（水）17時必着

書類	内容	提出部数
企画提案書 （様式自由 A4サイズ、 長編横綴じ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に沿って、委託内容等について企画提案すること。</li> <li>・審査基準を参照し、企画コンセプト、必要経費、スケジュール、実施体制等について記載すること。</li> <li>・自社の強みを提案内容に含めること。</li> <li>・予算の範囲内で各社独自の提案があれば盛り込むこと。</li> </ul>	5部

(2) 提出方法 直接持込み、または郵送（期間内必着）による。

(3) 提出先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号  
大分県福祉保健部障害者社会参加推進室 就労促進班  
電話：097-506-2815  
E-mail：a12370@pref.oita.lg.jp

#### 5 審査について

(1) 審査方法

- ② 提出された書類を使用し、応募者によるプレゼンテーション審査を実施する。審査は別紙1「審査基準表」に基づき審査する。1社につき、持ち時間15分とする。
- ③ 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、評価の結果、最高点の提案が複数ある場合は、審議により最優秀提案を決定する。
- ④ 審査員3人の総計300点中、151点を最低ラインの目安とし、これを下回る場合

は審査員間で協議する。

- (2) 審査基準 別紙1「審査基準表」のとおり。
- (3) 審査結果 審査結果は企画提案者に書面で通知する。なお、審査の内容は公表しないこととする。

## 6 質疑応答

企画提案書の作成にあたり、質問がある場合は次の通り受け付ける。

- (1) 提出方法及び提出先 電子メールで「8 問合わせ先」に提出
- (2) 質問受付期限 令和8年5月8日(金) 17時まで
- (3) 質問票様式 質問票(様式3)のとおり
- (4) 回答方法 令和8年5月11日(月)までに、参加申込者全員へ電子メールで回答する。

## 7 留意事項

- (1) 企画書等の作成に要する経費は参加者負担とし、提出された書類等は返却しない。
- (2) 虚偽の記載をした参加申請書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者または委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込等は無効とする。
- (3) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (4) 委託料は、事業の実施に必要な経費で原則として領収書等で確認できる者を対象とする。ただし、受託者による会合や飲食費等、委託業務とは直接関係のない経費及び備品購入など財産取得となる経費は対象外とする。
- (5) 事業を実施する際、全部を一括して第三者に再委託することはできない。
- (6) 契約にあたっては、企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。
- (7) 企画に際しては、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (8) 公正な審査を妨害するおそれのあるあらゆる行為を禁止する。
- (9) 契約にあたっては、企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。

## 8 問合わせ先

大分県福祉保健部社会参加推進室 就労促進班

TEL : 097-506-2815

E-mail : a12370@pref.oita.lg.jp